

「子どもたちの豊かな放課後」の  
基本的な考え方

平成20年7月

名古屋市

## 目 次

はじめに	1
I 子どもたちの豊かな放課後	
1 子どもを取り巻く環境	1
2 子どもたちの豊かな放課後	2
3 子どもたちの豊かな放課後のための施策の必要性	2
II 名古屋市放課後子どもプランの創設	
1 放課後施策の現状と課題	3
2 名古屋市放課後子どもプランの創設	4
III 名古屋市放課後子どもプランの基本的な考え方	
1 名古屋市放課後子どもプランの趣旨	5
2 事業の実施主体	5
3 事業の対象	5
4 事業の運営	5
5 事業の内容	6
6 事業の場所	6
7 障害児など特別の配慮を必要とする子どもへの対応	6
IV 名古屋市放課後子どもプランの条件整備と創設への取組み	
1 名古屋市放課後子どもプランの条件整備	7
2 名古屋市放課後子どもプラン創設への取組み	8

## はじめに

名古屋市では、本市内の小学校等に通う子どもたちの放課後児童施策として、昭和47年から留守家庭児童を対象とした「留守家庭児童健全育成事業」を実施するとともに、平成9年からは、小学校施設を活用して参加を希望するすべての子どもを対象とした「トワイライトスクール」を実施しています。

この両事業は、目的や役割、経緯は異なっていますが、放課後の子どもの健全育成を担うという面では共通するところがあります。

このため、平成18年11月、外部の有識者による「名古屋市子どもたちの豊かな放課後のあり方検討委員会」を設置し、両事業のよりよいあり方について検討を行っていただき、平成19年12月に「子どもたちの豊かな放課後のあり方について」の提言を受けました。

この提言では、両事業のよい面を取り入れた「名古屋版放課後子どもプラン」の創設や、そのためのモデル事業の実施・検証などが提案されています。

そこで、この提言を踏まえて、「名古屋市放課後子どもプラン」（仮称、以下「仮称」略）創設に向けて、本市としての基本的な考え方を示します。

## I 子どもたちの豊かな放課後

### 1 子どもを取り巻く環境

近年、少子化や核家族化の進展、地域における人間関係の希薄化など社会状況の変化とともに、子どもたちが被害者となる犯罪の多発や、安全に遊べる場所の減少など子どもたちを取り巻く環境の悪化が見受けられ、放課後に兄弟姉妹や異なる年齢の子どもたち同士で遊ぶ姿を見かけることも少なくなりました。

こうした中で、次代を担う子どもたちの健やかな成長のため、放課後に身近なところで、元気いっぱい安心して活動のできる時間、空間、仲間を創造することが求められています。

また、子どもが健やかに育ち生活する基本的な場である家庭においては、長時間労働や不安定な雇用の二極化がみられ、依然として男女ともに子育てと仕事の両立が困難となっているとともに、子育て家庭における育児不安や地域社会からの孤立が指摘されています。

こうした状況の中で、すべての家庭での子育てを支援し、希望する働き方や子育ての実現を支える社会的基盤を整えることが、子どもの健やかな育成のため社会全体で取り組むべき課題となっています。

これらに加え、家庭や地域の教育力や子育て機能が低下することにより、子どもの生活リズムの崩れなども生じている中で、保護者の就労の有無に関わらず、名古屋のすべての子どもたちが健やかに育つことができるよう、放課後の環境を整えていくことが要請されています。

## 2 子どもたちの豊かな放課後

放課後は、授業などの学校教育活動から離れ、授業の時間中とは異なる遊び・スポーツや体験活動を異年齢の仲間と行ったり、各自の体調や気分にあわせてゆったりと過ごしたり、地域の人と触れ合ったりする時間です。

子どもたちの豊かな放課後には「遊び・学び・体験・交流・生活」の場が必要です。子どもの生活時間は連続していることから、「遊び・学び・体験・交流・生活」の場は、本来、分離できるものではなく、子どもは、このような「遊び・学び・体験・交流・生活」全体を通して、自主性、社会性、創造性を学び、また、人間の成長にとって不可欠な自尊感情、帰属意識、愛情等を育み、心の安定を図ることができます。

子どもたちは「遊び・学び・体験・交流・生活」の場を、それぞれの状況に応じて過ごしますが、毎日、放課後多くの時間を保護者と離れて過ごす留守家庭等の子どもにとっては、安心感やくつろぎを感じ、ありのままの自分で過ごすことができる居場所としての「生活」の場が大切です。一人ひとりの置かれている状況を考慮し、きめ細かな対応をし、情緒の安定を図るという配慮が求められます。

## 3 子どもたちの豊かな放課後のための施策の必要性

子どもたちの豊かな放課後には、学校生活から切り替えて、のびのびと子ども同士で楽しく自由に遊び、様々なことを学び、体験し、地域の人と交流し、また、自分らしさが発揮できる環境づくりが必要です。

低学年の子どもに対しては、幼児期の延長として情緒の安定を図るための援助を必要とすることもあり、留守家庭等家庭の状況によっては、こうした対応がより大切となる場合もあります。

一方、次代を担う子どもたちを健やかに育成していくための社会的基盤を形成するため、子どもの育成と保護者の就労の両立、家庭における子育てを包括的に支援する仕組みを整えていくことが求められており、すべての子育て家庭を対象とした支援の取組みが必要となっています。

名古屋市は、子ども一人ひとりの成長過程や実情にあわせて、自主性、社会性、創造性を育み、個性や資質、能力の向上を促すとともに、すべての子育て家庭を支援し、保護者とともに地域全体で子どもを見守り、安全で安心して過ごすことのできる子どもの放課後の居場所を確保するという放課後施策が必要と考えます。

## Ⅱ 名古屋市放課後子どもプランの創設

### 1 放課後施策の現状と課題

#### (1) 名古屋市の放課後施策の現状

名古屋市においては、平成9年に、学年の異なる友達と自由に遊んだり、学んだり、体験活動に参加したり、地域の人々と交流したりすることを通じて、自主性、社会性、創造性を育むことを目的に、学校施設を活用した「トワイライトスクール」を開始しました。以降、順次実施校を拡大し、平成20年度には、分離新設・統合の予定のある学校を除いた全小学校での実施を予定しています。

一方、留守家庭児童健全育成事業は、地域児童館における市の指定管理者による委託事業と、民営の留守家庭児童育成会への補助事業として実施しています。このうち補助事業としての留守家庭児童健全育成事業は、昭和40年代から働く親たちが地域の協力を得て作り上げてきたものに対する助成として、平成19年4月現在173か所で実施しています。

#### (2) 国における「放課後子どもプラン」の提唱

国においては、平成19年、地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、文部科学省と厚生労働省とが連携して、総合的な放課後対策「放課後子どもプラン」を創設しました。

これは、すべての小学校区において、放課後や週末に小学校の余裕教室を活用し、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組みを実施する「放課後子ども教室推進事業」と、留守家庭児童に対して放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図る、児童福祉法に基づく「放課後児童健全育成事業」とを、一体的あるいは連携して実施するものです。

本市のトワイライトスクールと留守家庭児童健全育成事業は、国の放課後子どもプランにおいては、それぞれ「放課後子ども教室推進事業」と、「放課後児童健全育成事業」に概ね位置づけられます。

#### (3) 名古屋市の放課後施策の課題

トワイライトスクールは、平成19年3月に策定した「なごやっ子教育推進計画」において、「学ぶ力」や「豊かな心」、「健やかな体」など名古屋の子どもたちに身に付けてほしい資質を育む放課後の施策として、学びの活動や体験活動の充実を図ることとしています。

国においては、学校教育外の子どもたちの学習や、多様な体験の機会を地域ぐるみで提供する仕組みをつくる観点からも、放課後子どもプランは重要とされています。

本市においては、トワイライトスクールで培われてきた、地域の協力による、「遊び・学び・体験・交流」の場における多様な活動のいっそうの充実が望まれています。

留守家庭児童健全育成事業は、子どもたちの健全育成を支援するとともに働く保護者を支援してきました。この事業では、保護者が運営にかかわることにより、保護者相互のつながりを大切にして子どもの放課後の生活を支えるものとなっています。しかし、留守家庭児童健全育成事業の未実施学区も少なくありません。

国の放課後子どもプランにおいては、子どもの育成と保護者の就労の両立を支えるため、保育所から放課後児童健全育成事業への切れ目のない移行という観点から、全小学校区での実施が目標とされています。

本市においても、子どもたちの安心・安全で、健全な育成を図るとともに、保護者への子育て支援の観点からも、留守家庭児童等を対象とした事業の拡充が求められています。

## 2 名古屋市放課後子どもプランの創設

トワイライトスクールと留守家庭児童健全育成事業は、目的や役割、経緯は異なりますが、放課後の子どもの健全育成を担うという面では共通するところがあります。

少子化などにより、子ども集団が縮小し、その維持が困難になる中で、保護者の就労の有無に関わらずすべての子どもが、子ども同士と一緒に遊び、地域の大人に見守られて、体験し交流することはますます重要になっています。「遊び・学び・体験・交流」の場としての、現行のトワイライトスクールの機能の充実が必要です。

また、留守家庭児童を始めとして、情緒の安定への援助が必要な子どもに対しては、家庭的雰囲気をもつ「生活」の場を提供することが必要ですが、子どもの生活リズムの崩れなどが指摘されている中で、基本的な生活習慣の確立や健康管理、日常生活技術の習得などの「生活」の場としての機能は、すべての子どもにとって意義あるものと考えられます。

そこで、本市としては、国の放課後子どもプランの趣旨を踏まえながら、名古屋のすべての子どもたちが豊かで健やかな放課後を過ごすことができるよう、遊びや学び、体験活動を充実し、一人ひとりの生活自立を促し、情緒の安定を図るとともに、家庭・地域の教育力や子育て機能の向上を目指す観点から、「名古屋市放課後子どもプラン」を創設します。

この「名古屋市放課後子どもプラン」の創設は、子どもの育成と保護者の就労の両立と家庭における子育てを支援するものであり、仕事と生活の調和した社会の実現にも資するものと考えます。

### Ⅲ 名古屋市放課後子どもプランの基本的な考え方

#### 1 名古屋市放課後子どもプランの趣旨

名古屋市放課後子どもプランは、次代を担う名古屋の子どもたちが、安心・安全に、かつ、豊かで健やかな放課後を過ごすことができるよう、放課後施策として、すべての子どもに「遊び」「学び」「体験」「交流」「生活」の場を提供するものであり、とくに、昼間保護者が家庭にいないことなどにより子育てへの援助を希望する家庭の子どもについては、「生活」への配慮を行うものです。

このため、名古屋市放課後子どもプランは、現行のトワイライトスクールと留守家庭児童健全育成事業のそれぞれのよい面を取り入れて構想するものであり、トワイライトスクールと、市が主体となって新たに実施する児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業とを一体的に行う事業として創設します。

#### 2 事業の実施主体

事業の実施にあたっては、トワイライトスクールの経験やノウハウを継承するとともに、希望する働き方や子育ての実現を支えることにより、すべての家庭での子どもの育成を支援していくため、名古屋市が実施主体となります。

#### 3 事業の対象

事業の対象は、名古屋市内の小学校に通うすべての子どもです。

#### 4 事業の運営

##### (1) 開設日・開設時間

開設日は、日曜日・祝日・年末年始を除く毎日とします。

開設時間は、子どもの放課後の時間の過ごし方、地域の実情や保護者の就労実態などを踏まえて設定します。

##### (2) 運営スタッフ

運営スタッフとして、事業全般を総括する「運営指導者」、運営指導者のもとに、遊びや生活の指導や援助、保護者に対する子育て支援を行う「子ども指導員」、及び子どもたちの遊びの相手となるなど身近な大人として子どもに接する「地域協力員」を配置します。

運営スタッフは、相互に連携・協力し、チームとして子どもを見守り、指導、援助を行います。

また、運営スタッフに対しては、市が責任をもって必要な研修を行い、資質向上を図ります。

## 5 事業の内容

参加した子どもたちすべてに、運営スタッフのチームによる集団遊びの指導や、子どもが自ら進んで行う自由遊び等への援助を行うとともに、地域の人々の協力を得て、学びの活動や体験・交流活動などを実施します。

また、一人ひとりの子どもの状況に応じて、情緒の安定を図るために必要な休息やくつろぎの場としての専用スペースを確保します。

昼間保護者が家庭にいないことなどにより子育てへの援助を希望する家庭の子どもに対しては、開設時間の延長や日々の生活への援助などの取組みを実施し、その経費については保護者負担を導入します。なお、この取組みは、原則として1年生～3年生の子ども、健全育成上指導を要する子どもを対象として行います。

## 6 事業の場所

子どもたちの参加状況や学校施設の状況など個別の課題に対応しつつ、原則として、小学校施設を活用して実施します。

また、活動場所として地域の公園や公共施設なども、遊びや体験の場として活用することに努めます。

## 7 障害児など特別の配慮を必要とする子どもへの対応

障害児など特別の配慮を必要とする子どもに対しては、受け入れ態勢の状況や、本人及び保護者の意向を踏まえながら、障害児施策全体の中で対応を検討していきます。



## IV 名古屋市放課後子どもプランの条件整備と創設への取組み

### 1 名古屋市放課後子どもプランの条件整備

#### (1) 学校との関係

名古屋市放課後子どもプランは、学校外の教育活動として、学校や教師の負担を増大させることなく、子どもの学びや体験の機会の質・量両面にわたる充実を図るものであり、学校施設を活用して行うものです。

子どもの生活時間は、学校から放課後へと連続しており、子どもの様子の変化や小学校の下校時刻の変更などへの対応など学校との円滑な連携が不可欠です。

学校は学校教育の場であり、放課後も様々な活動がなされていることから、名古屋市放課後子どもプランの実施にあたっては、学校教育活動に支障を生ずることのないよう配慮しながら、学校との連携・協力の仕組みを作り上げていきます。

また、名古屋市放課後子どもプランの責任主体が学校にあるような誤解が生じないように、市民に十分に説明していきます。

#### (2) 保護者との関係

名古屋市放課後子どもプランは、子どもが健全に育つ場として家庭がその機能を十分に発揮していくことができるよう支援するものです。

このため、保護者の多様な経験や能力を生かし、体験活動や交流事業に参画するなど、様々な形で子どもに関わることによって、保護者同士や運営スタッフとの連携を深めることができるようにしていきます。

また、事業の円滑な運営のために、事業についての理解と利用ルール遵守など保護者との連携・協力関係を築いていきます。

#### (3) 地域との関係

名古屋市放課後子どもプランは、学校教育外において、子どもの学びや多様な体験の機会を地域ぐるみで提供する仕組みをつくることにより、地域の子育て支援機能と教育力の向上を図るものであり、このことにより、子どもの育成と保護者の就労の両立を支援するものです。

現行のトワイライトスクール、留守家庭児童健全育成事業の両事業は、区政協力委員、児童委員など地域住民を中心に運営連絡会、運営委員会を組織し、また、地域の様々な支援を得て、体験活動や交流事業などを実施しています。名古屋市放課後子どもプランにおいても、これを継承し、保護者と地域が一体となった子どもたちの育成に努めます。

## 2 名古屋市放課後子どもプラン創設への取組み

### (1) 名古屋市放課後子どもプラン創設への取組み

名古屋市放課後子どもプランは、子どもたちの自主性、社会性、創造性を育むとともに、子どもたちの情緒の安定を図るといふ、トワイライトスクールと留守家庭児童健全育成事業のよい面を取り入れながら、すべての子どもたちが豊かで健やかな放課後を過ごすことができることをめざすものです。

トワイライトスクールと留守家庭児童健全育成事業はそれぞれに歴史を持ち、地域に定着しているものであり、名古屋市放課後子どもプラン創設にあたっては、先に述べた条件整備とあわせ、試行的な事業の実施による検証が必要です。

このため、新たに名古屋市放課後子どもプランモデル事業を実施し、その検証・評価を行いながら計画的に名古屋市放課後子どもプランを創設していくこととします。

### (2) 名古屋市放課後子どもプランモデル事業の位置づけ

#### ① モデル事業の位置づけ

名古屋市放課後子どもプランモデル事業は、名古屋市放課後子どもプランの趣旨・目的に照らして事業内容の検証を行うとともに、地域や保護者、学校関係者などの理解を深めながら、名古屋市放課後子どもプランの創設へとつなげていくものです。

現行のトワイライトスクールや、留守家庭児童健全育成事業のこれからの方向性については、名古屋市放課後子どもプランモデル事業の検証結果を踏まえて、改めて検討を行います。

#### ② 検証項目

名古屋市放課後子どもプランモデル事業の検証は、以下の項目について行っていきます。

- ア トワイライトスクールの継承、発展や、放課後児童健全育成事業の実施内容、子どもや保護者の満足度など事業内容の評価
- イ 開設スペース、開設時間、スタッフ体制、事業経費など運営のあり方の評価
- ウ 地域や保護者、学校との関係など条件整備への評価

### (3) モデル事業の実施

#### ① 実施学区選定の考え方と実施時期

名古屋市放課後子どもプランモデル事業の実施学区は、放課後の子どもの状況や地域における協力体制など総合的に検討し、選定を行います。

なお、平成21年度は、1区1か所を基本として、16か所程度を想定します。

また、開設時期は、保育所との円滑な継続のため、平成21年4月1日からの実施を目指します。

#### ② モデル事業の運営主体

市が実施主体となりますが、運営については現行トワイライトスクールの運営を受託している名古屋市教育スポーツ振興事業団に委託します。

#### ③ モデル事業推進委員会

名古屋市放課後子どもプランモデル事業の円滑な運営に向けては、「モデル事業推進委員会」を設置し、モデル事業の実施計画、安全管理方策、広報活動方策、事業プログラム、指導者研修の企画、モデル事業の検証・評価など総合的に検討します。

構成メンバーは、学識経験者、保護者、地域、学校、行政などの関係者で構成していきます。



名古屋市子ども青少年局子ども未来部子ども事業調整室

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1-1

電話(052)972-3092 ファックス(052)972-4437

電子メール [a3092@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp](mailto:a3092@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp)

この印刷物は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。